

税

## 中小事業者などの固定資産税の軽減

●問い合わせ 役場税務課 固定資産税係 ☎096(293)3117

前年同期比50%以上減少している者	前年同期比30%以上50%未満減少している者	令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月の事業収入の合計
全額	2分の1	軽減率

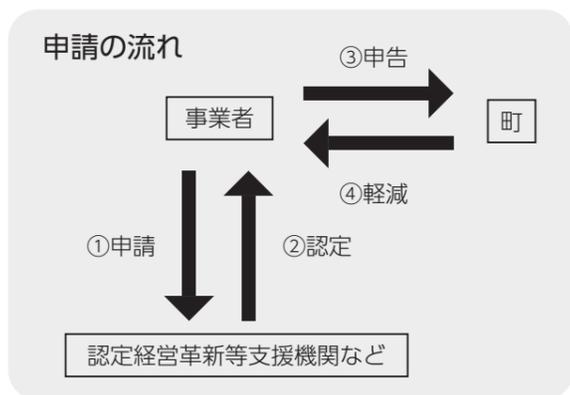
**●対象者**  
 新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者などに対して、令和3年度の1年度分限り固定資産税を軽減します。

**●対象者**  
 中小事業者などであって、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月の事業収入の合計が、前年同期と比べて30%以上減少している者

※中小事業者など  
 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人、資本または出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人（ただし、大企業の子会社などは除く）

**●軽減対象**  
 償却資産や事業用家屋に係る固定資産税

**●軽減率**



**●申請方法など**  
 ・認定経営革新等支援機関などの認定を受けて町に申告する必要があります。  
 ・認定経営革新等支援機関（税務、財務などの専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など）（税理士、公認会計士、弁護士など）  
 ・町への申告期限は令和3年1月31日までですが、申請方法などの詳細は決まり次第お知らせします。

税

## 徴収猶予の特例制度があります

●問い合わせ 役場税務課 ☎096(293)3117

**新**新型コロナウイルス感染症の影響で収入に相当の減少があり納税が困難な場合、「徴収猶予の特例制度」が適用により、最長で1年間の納税の猶予を受けることができます（その間の延滞金はかかりません）。

「徴収猶予の特例制度」の要件などは以下のとおりです。まずは税務課にご相談ください。

**●対象者**  
 ①②の要件を全て満たす人

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）に、収入が前年同期と比べて概ね20%以上減少していること

②税を一時に納付することが困難であること

**●猶予される税**  
 令和3年1月31日までに納期限が到来する町県民税、固定資産税、国民健康保険税

**●申請方法**  
 申請書のほか、収入、現金、預貯金の状況がわかる資料の添付が必要です。申請書様式は町ホームページに掲載しています。

**●申請期限**  
 各税の納期限日

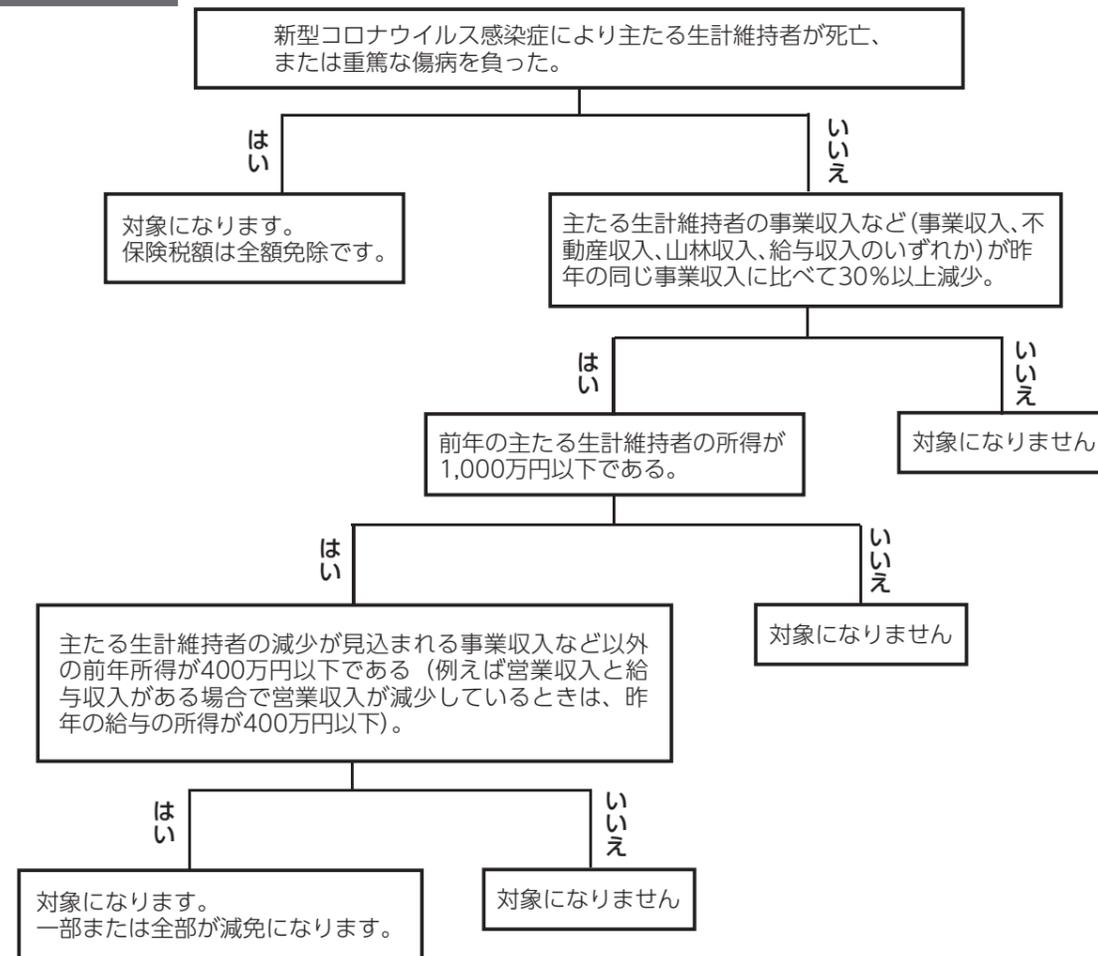
税

## 国民健康保険税の減免

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人などへの減免制度があります。対象となる保険税は令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期分です。

対象者



※減免の対象となる保険税は令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期分です。納期を過ぎていても減免の対象となり、申請月以降の保険税額で調整します。  
 ※非自発的失業者（離職日時65歳未満で、倒産、解雇など会社都合により離職した人）は非自発的失業者に係る軽減措置の対象となります。

申請方法

**●提出書類**  
 ・減免申請書、収入見込額申告書（税務課で配布または町ホームページでダウンロードできます）  
 ・令和2年1月から申請月までの収入がわかる書類（帳簿や給与明細など）  
 ・保険金や損害賠償などの収入の補填があればそれがわかる書類  
 ・令和2年1月1日以降に大津町に転入された人は前年の収入・所得がわかる書類（世帯全員分）  
 ※申請の際は身分証と印鑑が必要です。

**●申請期限**  
 令和3年3月31日(水)

**免除額計算方法** 免除額 =  $\frac{\text{対象保険税額}}{A \times B / C} \times \frac{\text{減免割合}}{D}$

- A** 世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- B** 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などにかかる前年所得金額
- C** 主たる生計維持者や世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

前年の主たる生計維持者の合計所得金額	減免の割合(D)
300万円以下の場合	100%
400万円以下の場合	80%
550万円以下の場合	60%
700万円以下の場合	40%
1,000万円以下の場合	20%

※Bが「0」や「マイナス」の場合は、対象保険税額が0円のため減免はありません。